

ケアハウス弘恩 利用料金表

(単位:円)

対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費 (部屋の広さによって異なります)	インフラ基本料金			合計(月額)
				電気料	水道料	電話料	
① 1,500,000円以下	★ 10,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	95,540 ~ 106,580
② 1,500,001 ~ 1,600,000円	13,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	98,540 ~ 109,580
③ 1,600,001 ~ 1,700,000円	16,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	101,540 ~ 112,580
④ 1,700,001 ~ 1,800,000円	19,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	104,540 ~ 115,580
⑤ 1,800,001 ~ 1,900,000円	22,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	107,540 ~ 118,580
⑥ 1,900,001 ~ 2,000,000円	25,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	110,540 ~ 121,580
⑦ 2,000,001 ~ 2,100,000円	30,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	115,540 ~ 126,580
⑧ 2,100,001 ~ 2,200,000円	35,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	120,540 ~ 131,580
⑨ 2,200,001 ~ 2,300,000円	40,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	125,540 ~ 136,580
⑩ 2,300,001 ~ 2,400,000円	45,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	130,540 ~ 141,580
⑪ 2,400,001 ~ 2,500,000円	50,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	135,540 ~ 146,580
⑫ 2,500,001 ~ 2,600,000円	57,000	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	142,540 ~ 153,580
⑬ 2,600,001 ~ 2,700,000円	63,300	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	148,840 ~ 159,880
⑭ 2,700,001 ~ 2,800,000円	63,300	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	148,840 ~ 159,880
⑮ 2,800,001 ~ 2,900,000円	63,300	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	148,840 ~ 159,880
⑯ 2,900,001 ~ 3,000,000円	63,300	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	148,840 ~ 159,880
⑰ 3,000,001 ~ 3,100,000円	63,300	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	148,840 ~ 159,880
⑱ 3,100,001円以上	63,300	46,940	33,960 ~ 45,000	2,000	1,140	1,500	148,840 ~ 159,880

★ ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費(控除額)を合算して算出した額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の一人あたりの事務費は、上記表の額から30%減額した額とする。(上記表から算出すると7,000円になります。)

- 1) 11月から3月までの期間、冬季加算額として月額2,160円が加算されます。
- 2) 自室で使用される光熱水費および電話料金は、従量制により別途請求いたします(表には月額基本料金のみを記載)。
- 3) 対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 4) 生活費およびサービスの提供に要する費用(階層区分を含む)は、国の基準により改定されることがあります。
- 5) その他特別なサービスは別途精算いたします。
- 6) 料金についてご不明な点は、担当者がご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。